

## 重要事項確認書

株式会社NTT e-Drone Technologyが提供する定額保守サービスに申込をする者は、定額保守サービス規約を確認の上、同意するものとする。  
本重要事項確認書は、定額保守サービス規約の一部を抜粋したものであり定額保守サービス規約に同意の上、提出するものである。

確認事項	備考
<b>1. サービス条件</b>	
・ サービス利用料として年間20万円（税抜）先払いとなります。	
・ 補償製品は「AC101 connect機本体（液剤散布装置、プロボ含む）」「粒剤散布装置」をそれぞれ最大1台までを対象製品として事前にシリアル登録を行う必要があります。事前に登録されたシリアル以外の製品は補償対象外となります。	
・ 契約期間は契約開始日より1年間となります。	
・ 補償対象期間は、契約期間と異なり当該契約期間の3月1日から11月30日に発生した事故に限ります。	
・ 契約期間の90日前までに解約手続きがない場合は、自動更新が適用されます。 なお、自動更新時の費用精算は更新前の契約にて支払を実施したクレジットカードにて自動決済となります。	
・ サービス利用時の補償内容の適用回数は契約期間中に2回まで（1事故に対する適用）となります。 なお、適用に関するカウントに関しては「別紙_補償適用回数のカウント方法及び免責額」に記載の条件となります。	
・ 禁止事項に違反した場合や途中解約は一部の条件を除き、利用料金の返金はされません。 (契約開始日より30日以内かつサービス利用が一度も発生していない場合は、全額返金となります)	
・ 契約当初に決済完了したクレジットカード情報に対し、免責額や契約更新時の費用等、本サービスでお支払いいただく費用を決済処理致します。 ※請求書払いの場合は、手数料として1決済あたり1万円（税抜）を頂戴致します。	
<b>2. 適用事故</b>	
・ 利用者の過失によって発生した誤操作または障害物への接触による墜落事故が補償対象となります。	
<b>3. 代替機の貸出について</b>	
・ 貸出期間は当社の発送日より最大12営業日（返却発送日）となります。	
・ 貸出期間の延長は、事前に当社へ申し付けください。無断での延長は、規約に基づき延長料金を請求致します。	
・ 貸出日は希望日を伺いますが、希望日への貸出をお約束するものではありません。	
・ 代替機の貸出後に補償が認められない場合は、代替機費用として10万円（税抜）を請求する場合がございます。	
・ 代替機での事故が発生した場合、補償条件に該当しており適用回数が2回目であれば補償の範囲内で修理が可能です。 3回目の事故に該当する場合は、自費でのご負担となります。	
<b>4. 修理サポートについて</b>	
・ お客様と代理店様との間での修理費用を直接負担するものではありません。	
・ 修理サポート適用時はお客様負担として10万円（税抜）をご負担いただきます。	
・ 修理サポート適用時に当該部品が販売停止している場合は、後継部品での修理となります。	
<b>5. 製品交換サポートについて</b>	
・ 対象製品の復旧について修理費用が税込下記の金額以上の際に製品交換となります。（機体：74万円、液剤散布装置及び粒剤散布装置：11万円、バッテリー：12万円）	
・ 交換製品は新品ではなく、当社が動作確認をした良品との製品交換となります。	
・ 製品交換発生時に対象製品の製造終了またはその他の理由により同一製品の交換ができない場合、後継製品や同等機能以上の製品での交換となります。	
<b>6. 対象外事項</b>	
・ プロペラ及びバッテリーの単体での損壊や故障は事故や補償の対象外となります。	
・ 盗難や紛失は補償対象外となります。	
・ 事故発生日より起算して60日以上経過しており、当社へ補償申請がないもの	
・ メンテナンス/定期点検を実施していない製品での事故については、サポートの対象外となります。 ※事故発生要因としてメンテナンス未実施が直接的要因でなくても対象外となります。 ※ユーザー向けアフターサービス規定にメンテナンスに関する事項を記載しております	
<b>7. 注意事項</b>	
・ 本サービスは、お客様の業務や損害を補償するものではありません。	
・ 補償適用に伴う送料はお客様負担となります。当社が負担した送料は機体一式は2万円/片道（税抜）、それ以外は3,500円/片道（税抜）を請求致します。	
・ 1回目の事故の際に修理を実施し、2回目製品交換対象になった場合は製品交換の提供が不可となります。 (例：1回目の事故の際に機体修理費用が73万円にて修理を実施。 2回目の事故の際は修理費用が74万であっても製品交換対象となるため補償提供が不可となります)	
・ 1回目の補償提供後に遡ってキャンセル扱いも不可となります。 (例：1回目の事故の際に機体修理費用が20万円（免責10万負担含む）にて修理を実施。 2回目の事故の際は修理費用が74万であっても製品交換対象となるため補償提供が不可となります)	
・ 修理サポートまたは製品交換サポートいずれかまたは両方を適用した場合、契約料金は別にお客様に10万円（税抜）のご負担となります。	
・ 補償適用を申請する際は、製品の購入元の会社に以下の作成を依頼し、当社へ提出してください。 ①初期診断書 ②修理見積書 ③定期点検チェックシート ④フライトログ	

説明者 署名欄	
日時	
会社名	
名前	

お客様 署名欄(直筆)	
日付	
会社名	
E-mail	
名前	

◆別紙\_補償適用回数のカウント方法及び免責額

・1事故あたりに対する補償の考え方

パターン	補償内容	提供有無	免責額	カウント
A	代替機貸出	○	0円	1回
	機体の修理	×		
	機体の製品交換	×		
	粒剤散布装置、液剤タンク、バッテリーの製品交換	×		
B	代替機貸出	○ or ×	10万円	1回
	機体の修理	○		
	機体の製品交換	×		
	粒剤散布装置、液剤タンク、バッテリーの製品交換	×		
C	代替機貸出	○ or ×	10万円	1回
	機体の修理	○		
	機体の製品交換	×		
	粒剤散布装置、液剤タンク、バッテリーの製品交換	○		
D	代替機貸出	○ or ×	10万円	1回
	機体の修理	×		
	機体の製品交換	×		
	粒剤散布装置、液剤タンク、バッテリーの製品交換	○		
E	代替機貸出	○ or ×	10万円	<u>2回</u>
	機体の修理	×		
	機体の製品交換	○		
	粒剤散布装置、液剤タンク、バッテリーの製品交換	○		